平成２１年（フ）第５５６号
香川県小豆郡土庄町大部甲3260番地、住民票上の住所香川県小豆郡土庄町屋形崎甲1022番地
債務者　石床貴美代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４０３号
香川県高松市太田上町612番地１グリーンヒルズ太田Ｂ棟102号室
債務者　綱井　慎吾
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９９号
福岡県柳川市三橋町柳河409番地１　レオパレスレミュール103号
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
長崎県大村市原口町599番地　原口アパートＦ棟306号
債務者　杉本　節子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
長崎県大村市桜馬場１丁目214番地24、前住所長崎市琴海形上町1766番地３
債務者　瀬戸口清己
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
長崎県大村市諏訪３丁目296番地１
債務者　山﨑嘉須子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
鹿児島県鹿児島市吉野町3931番地１
債務者　西田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１７号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目24番５号　白浜アパート101号
債務者　宮原　正巳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９２号
沖縄県豊見城市字豊見城451番地９
債務者　新城　愛美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３９４号
福岡県久留米市北野町乙丸100番地５
債務者　岡村　絵美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月３日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８７４号
宮城県岩沼市相の原２丁目９番10号　メゾン相の原101号
債務者　寺島喜代志
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９５９号
宮城県多賀城市高橋３丁目６番16号　ライズ高橋102
債務者　齋藤　里香
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６４号
仙台市太白区袋原字平淵８番地の８
債務者　渡邊　智城
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６５号
仙台市太白区袋原字平淵８番地の８
債務者　渡邊　留美
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２０号
仙台市青葉区高松２丁目17番59号　シカノテラスハウスＡ
債務者　櫻井　祐紀
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９０号
仙台市太白区向山１丁目20番18号　サンハイツ向山202
債務者　佐藤　りえ
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
秋田市横森３丁目１番39号　プリムローズ203号
債務者　佐々木いづみ
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　秋田地方裁判所民事第２部